

りと、諸人いふに依り、其田の端迄仕寄り、竹束を付けて守り居たり。扱城を請取りて後に見ければ、如何にも淤泥淺くして、漸う一尺計足入りて、人馬の往來自由なり。熊本と宇土は三里隔て、諸人往き通ひて、常々能く知りたる所なれども、敵地になれば、人々の目も心も替るものか。其時は、いかにも深き泥田の様に、諸人の目に見えたるなり。近き所さへ斯くの如くなれば、況や遠國より來る敵には、色の行^てあるべき事なり。故に敵人の境に入りては、必ず地の形勢を察せよと、古人のいひ置きし事共尤なり。

續 宇土の城請取る事

去程に九月十五日に、關原の合戦、家康公勝利を得給ふ。石田治部少輔生捕られ、落去の註進ある故に、宇土の城開渡しありて然るべき旨、小西隼人方へ仰入れられけれども、謀に言越すかと疑ひて、合點致さる處に、小西攝津守身近く使ひたる小姓、關原より落人となりて下りしを、能く見知りたる者ありて召捕りて、此小姓

を城の塀際へ寄せ、此口を聞き給ふべき由いひ入れければ、城中より二三人出向ひ、治部少輔合戦の次第、小西仕合具に聞きて、扱は關原の合戦、負になりし事疑なし。此上は力なし。城を渡すべし。さり乍ら宇土八代兩城に籠りたる士卒落人となり、方々へ離散して、妻子以下迄、見苦しき目を見するに於ては、一命助けたる甲斐あるまじ。残らず抱へ置かれて、攝津守所に違はず、本知下行あるに於ては、宇土八代の兩城代小西隼人、同若狭切腹致し、兩城渡すべし。さなきに於ては、城を枕にして討死すべき旨、兩城代より申越されければ、清正聞召し、一段と尤なる御申分なり。兩城代切腹致され、城を開渡さるゝに於ては、家來の者共扶持せしめ候事、少しも相違あるまじき旨返答ありければ、大に悦びて、小西隼人、同若狭兩人切腹致し、城共開渡す。清正兩城を請取り給ひて、小西家來の者残らず、約束の如く抱へ置かれけり。然るに斯者共望み申上げけるは、今度一命を御助け、召抱へられ候御厚恩は、山よりも高く海よりも深し。何を以て報謝仕らん。幸ひ明朝柳川へ御出勢の先手へ、哀れ加へ下され候はゞ、是非今度立花殿の勢と牒し合せ、敵の爲に身命を

抛つて、御恩志を^{ゆめ}努計りも報じ奉り度旨、申上ぐるに依り、南條伯耆を始め、大身なる者をば、先手三備の組に割入れ、小身なる侍共は、十騎十五騎づつ、與騎に仰付けられたり。然る所に小姓組・馬廻組の者共、訴訟致すは、先手三組の者は、町を破りたる時、又は夜討入りたる節、當城に於て兩度迄、何れも手に合ひたる事なれば、明日柳川表への御働には、我等共に、先手を仰付けられ候様にと、達つて申すに依り、此旨、先手備の者共に宣ふは、今度柳川表へは、小姓・馬廻の兩組の、若輩者共の望に依り、遣されたく思召すが、如何あるべきとの御斷ありければ、先手の者共申上げけるは、斯儀存も寄らざる事共なり。先づ一二三と、常々の事にさへ、次第定まりたる法を、今度新法を仰出され、小姓・馬廻の兩組に先手をさせ、我々共が、御家始めて更になき後陣に控へ申す事、ふつと罷成るまじきとの御請仕るに依り、達つて仰付けられ難きは、前々より定め置かれたる軍法なるに依つて、小姓・馬廻の者共の志の程は、御感ありけれども、右の通なる故に、小姓・馬廻は、前々の如く次第を定め給ふ。右の兪議彼是とある中に、早五更の天になりける故、一番備の人数出勢致し、

二番三番と次第に押出し、筑後國井手の橋といふ所に、諸勢着陣ありけるなり。

第八 清正、西國筋方々働の事

一、立花飛驒守統虎は、治部少に與し、大津の城を攻め落しけるが、關ヶ原に於て、治部少輔勝利を失ふの由聞及び、己が在所筑後國柳川へ立歸り籠城す。鍋島加賀守、是も治部少輔に頼まれ、伏見の城を攻め崩しける。元より手垂の鍋島なれば、家康公へ申上げけるは、今度治部に頼まれ、伏見へ罷向ひし事、千悔之に過ぎず。さり乍ら此科を御免なさるゝに付きては、立花を攻め崩し、忠義致すべき旨申上げしかば、家康公、其儀に任すべしと御返事故、肥後國へ下着し、筑後國はちのゐんといふ所へ、二萬の人数にて押詰む。清正は、宇土の仕置等申付け、柳川表へ詰めらる。豊前國より、黒田如水押詰む。飛驒守方より、清正へ使を以て申越されしは、内内清正とは入魂の事なり。治部に頼まれ斯くの如し。城を、清正へ渡し申すべし。侍分の者御助けなされ、頼み入り候。家康公へ、能きに仰せられ給はれと申越され

しかば、急ぎ下城あるべし。清正能きに計らひ申すべきとの返答にて、飛騨守、清正陣所へ下城。清正、城を請取り、和田備中といふ者を、城代として入置かる。飛騨守、南の關に屋敷を構へ、馳走ましく、立花が侍共、一人も残らず預かり置き、立花疎意なき段、家康公へ申上げられしかば、立花は老強の武士なり。先づ上洛あるべしとて、一萬石の領知を下行し給ひ、家康公近習に勤をなせりしが、程なく本領を返し下されけり。

一、家康公より此度無二の忠義淺からざる由にて、一通の御書を送り給ふ。書に云、雖今度上方鋒楯候、御方々之儀別條無之儀、祝着の至に候。然者肥後、筑後兩國進じ置くの間、成次第可被申付候。此節に候條、随分無油斷様に專一に候。猶津田小平次、佐々淡路守可申候間、令省略候。恐々謹言。

八月十二日 家康公御書判

加藤主計頭殿進之候

續 立花左近後に飛騨守と申すなり内小野和泉、鍋島と合戦の事

立花左近統虎は、本書に記す通り、大津より柳川へ歸り、籠城致すに依り、鍋島加賀守、黒田如水、清正、三方より押寄せける時、立花内小野和泉といふ者を大將にして、一千有餘の人数、山伏の結袈裟ゆびかさを襲にて作り、總軍勢の笠符とし、肥前衆と一合戦して、名を後代迄残さんとして、勇みに勇んで出で、加賀守備へ、面も振らず突いて懸る。加賀守者は、待懸けたる事なれば、爰を専途と防ぎ戦ひ、互に討ちつ討たれつ、辰の刻より巳の刻迄戦ひけれども、肥前人数は、大軍の事なれば、新手を入替へく防ぎ戦ひける故、柳川勢、残り少ななに討なされ、流石老功の和泉なれども、叶ひ難くや思ひけん、城中を指して引退く。爰に左近内に、立花三太夫といふ若き者ありけるが、常々申候ひしは、何事もあれかし、諸人に逸りて一働して、名を後代迄残すべしと廣言しけるが、如何してありけん、今度伏見、大津の兩城攻めける時、させる働もなかりける故、諸人嘲を申しけるは、若き者は、事に合はざる先には、舌長き言は

立花左近内小野和泉鍋島と合戦の事

いふまじき事なり。三太夫が常々の口程ならば、今度比類なき働して、敵味方の耳目を驚かすべきかと思ひしに、伏見にても大津にても、敵と出合ひたる沙汰も聞かざれば、三太夫は、只兎兵法の上手なりとて、諸人笑ふを聞きて、こは口惜しき事かな。如何してか、此恥を雪ぐべきと、肝に徹りて思ふ處に、今此合戦ある事を悦び、其夜の未明に、大將の御前へ伺公して申しけるは、某常々存じけるは、自然の事も候は、御馬の先にて一命を捨て、數年の御恩を報じ奉るべきと、心懸け候へども、武運盡き申したるか、伏見・大津の兩城にて、能き敵に合はざれば、何たる働も仕らざるを、諸人嘲ると承る。誠に恥辱身に餘りて存するなり。哀れ天道捨て給はずば、此恥を一度雪がせて給はるやうにと、神佛に祈りけるに、明日の一戦に逢ふ事、是ぞ諸神の擁護と存するなり。然れば存じ定めたる事御座あれば、君の御目に、二度懸るまじく候なり。只今こそ、今生の御暇乞と申し乍ら、涙をはら〜と流し、大將の御前を立ちて、諸軍勢と打連れ、勇みに勇みて出でたりける。然るに肥前勢、十二段に備を立て、爰を専途と待懸けたり。柳川勢も、喚き叫んで押寄せたり。敵

間近くなりけると、馬よりひた〜と下立ちて、鎧を作り、互に睨み合ふ計にて、未だ鎧をば始めざる所に、柳川勢の中より、只一人進み出で、大音を上げて名乗りけるは、我は立花三太夫といふ者なり。今日の合戦の、一番鎧を始むるぞ。我と思はん敵あらば、進み來つて、此三太夫が首を討取りて、名を後代に残せやといふ儘に、大長刀を水車に廻しけるが、辰の上刻の事なれば、朝日の光と、長刀の刃の光輝きて、さながら電光の水に映るが如くなり。敵も味方も之を見て、天晴勇士なるかなと、心に感じて見る所に、名乗りける詞の下より過たず、敵の備へ只一人、少しも擬議せず走り懸る。其勢ことから、誠に勇逸たり。十二段に備立てたる軍勢ども、此勢に僻易して、先手二段の備、二つに切割られ、中を開けてぞ通しける。然れども大軍の事なれば、三段目の備にて取圍まれ、狂ひ死にぞ死んだりける。之を見彼を聞きて、惜まぬ者はなかりけり。斯くて一戦過ぎて、翌日討死したる者其の死骸を見ける所に、三太夫が腰に、焼飯三つ付けたるを見て、諸人評判しけるは、無二に討死と極めたる者が、破籠わかしこを持ちたるは心得難し。必死に極りたるにてはあるま

じきかといひければ、又或老武者のいひけるは、いや／＼さにてなし。必死に極めて、破籠を持ちたるこそ、一入強き志なり。誰も斯くこそありたき事なれと、感じたる者もあり。右の合戦の次第、具に見たる老翁の語られるは斯の如し。併ら他家の事なれば、伏見・大津にての様子、大將の前にての申分などは、定めて相違もあるべけれども、夫はさもあらばあれ、畢竟は討死と極りたる者が、破籠を持ちたるが是か非かの僉議に、深き意味あるべき事なれば、清正家の事ならざれども、後の爲めにもなりなんかと思ひ、具に之を記すなり。

續 柳川の城開渡す事

斯くて柳川の勢、右の一戦に討負けたるに依り、士卒機を失ひたる體を見て、左近將監、清正方へ、城相渡すべきとの内所ありし仔細は、本書の如し。清正方よりも、籠城仕りたる士卒の心を鑑みて、立花左近將監へ、無事の手を入れられ、兩將の心啐啄して、相違なく柳川の城請取り、加藤美作を、城代に入置かるゝなり。本書に

は、和田備中を、城代にして入置くとあり。相違なり。同國の内久留目の侍従も、立花左近と一所に、大津より下着致されるが、是も柳川と同時に、城を渡され候に依り、清正請取り、和田備中を、久留目の城代に入置かれたるなり。

續 立花左近將監下城の時、清正陣屋に火事出來の事

右の通立花左近下城ありて、近習の小姓共四五人供致し、清正陣所へ來り給ひ、互に一禮ありて、未だ一言も物は宣はざる所に、陣屋に火事出來して、陣中騒ぎ出でたる折節、柳川の城内に残り居たる者共、心元なく思ひ、塀櫓へ上り、清正陣屋の體を窺ひ見居たる時節なる故、斯事を見、扱は謀り出して、左近を討ちたると見えたり。こは口惜しき事なり。いざ押寄せて討死して、主君の御供致すべきといひて、總軍勢、既に打つて出でんと誓きける所に、良將は必ず敵の心を察するといふ事、早き事誠なるかな。清正、火事といふ聲を聞くと等しく宣ふは、城中の諸卒、心元なく思ひ、騒ぐ事之あるべく候。御身近き者に仰付けられ、早々歸され、火事の

様いひ知らせ然るべきとありければ、左近將監聞き給ひて、いかにも尤にて候。我等も左様に存する處に、扱も早く御氣を付けられたると感じ、其詞の下より、小姓二人城へ返し、火事なり、心元なき事はなし。少しも騒ぐべからずとありし故、城中の諸卒諍まりけり。古語云、事後る、則ば、反て其殃を受くといふ事を、用ひ給ふものか。扱程なく火事を取消し、城を請取り、家來の者残らず召抱へ、何れも柳川にての本領知行下行ありて、柳川組と名付けて遣されしなり。左近は則ち法體ありて、道伯と申して、南關に居給ふなり。

同國の内、山下の城主筑紫上野介廣門居城山下をも、同時に請取り、城代名失念申すを置き、上野介も法體ありて、夢庵といひて、八代にて、三百人扶持合力いたされて置き給ふ。家來の者も過半抱へ、本知下行して、五騎十騎づつ分けて、與騎に付けて遣されけり。清正逝去の後、上野介息筑紫主水正を、寛永二年の頃、家康公御前へ召出されたるなり。

續撰清正記 卷第五終

續撰清正記 卷第六

第一 清正・如水兩將、薩州働として出勢の事

一、清正・如水一談し、薩摩へ働くべしとて、肥後と薩摩の堺、泉といふ所まで押詰め、其旨家康公へ註進に及ぶ。島津は細川父子を頼み、家康公へ内通あるに依つて、島津事、御免なされ候條、早々人數を打入れらるべき旨、申來るに付き、二將相談し、面々の城へ人數を入れらる。

一、家康公より申來るは、小西が領分肥後一式、残らず加藤主計頭領せらるべき旨、仰下さる。筑後國は、田中兵部大輔、治部少を生捕り、彼是の忠勤に依つて、彼國を下行せらるゝの由、筑前國は、黒田甲斐守に下さる。豊前國は、細川越中守に遣さる旨、申來るに付き、筑後の城を、田中兵部大輔に相渡し、肥後一國の仕置等申付

け、熊本といふ所に、九州第一の城を構へらる。

第二 清正、家康公へ御目見えの事

一、清正は、慶長八年三月六日、熊本を立ち大坂に上着、秀頼公の御目見えをし、利家へ参候し、夫より家康公へ御見舞として、淺野左京大夫同道せしめ、關東へ赴かる。家康公、殊の外馳走まし、江戸の城普請仕るべし。さも候は、兩所をも御頼あるべきとの儀にて、清正・幸長・繩張等御相談ある。然るに家康公仰せられけるは、兩所乍ら息女あるの由承り及ぶ。右兵衛督を、左京殿の聲に、常陸介を、主計殿聲にとの御望なり。兩人達つて辭退申さるゝと雖も、御腹立故、御請申上げられしかば、家康公御祝着あつて、御振舞等あり。二十日滯留し、上京に及ぶなり。

續 秀吉公他界の後、利家北國へ、家康公息を

證人に取りて行かるゝ事

秀吉公御他界の後、加州大納言利家と家康公と、不和の様に見え、自然鋒楯にも及ぶべきかと、世以て申合へるに依り、諸大名衆中御取持にて、兩人の御和談ありて、利家加州へ歸國ある時に、家康公の息男黃門御若年の時、證人に取りて、北國へ同道ありける時、若しは道中にて恙もあるべきかと、諸人も存じ、家康も殊に心元なきと思召され候旨、清正聞及び、和田備中に、侍廿騎・足輕五十人付けて、道中見送りの爲めに遣されけるが、利家いかゞ思はれるやらん、一日路同道致し、黃門を返し申され候故、清正者共も、事故なく伏見へ歸宅仕り候。此儀を、家康公斜ならず悦び思召しけるに、今度又御味方致し、小西居城並八代の城攻取り、加之筑後の國中の城共、事故なく請取る。彼是以て一方ならざるを、忠功致さるゝに依り、本書に記す通の書簡、家康公より清正へ下されたる故、筑後・肥後兩國を所領致し、明くる丑の年、筑後國は、田中兵部大輔へ相渡すべき旨仰あるに依り、二月に、柳川・久留目山下・江浦の城共、兵部大輔方へ相渡し、扱又豊後國の内鶴崎といふ船着より、熊本迄の海道を拜領ありたり。知行高は左に誌す。

秀吉公他界の後利家北國へ家康公息を證人に取りて行かるゝ事

續 肥後國拜領の郡共の高の事

七萬四千廿九石六升四合七勺は	熊本城あり飽田郡府
二萬五千六百七十六石四斗三升八合は	山本郡
十一萬四千二百一石一斗七升九合七勺五才は	玉名郡
四萬八千五百五石二斗九合二勺は	合志郡
二萬六千五百八十四石八合六勺六才は	菊池郡
二萬八千四百八十三石九升四合五勺は	託摩郡
三萬五千四百五石三升四合三勺は	山鹿郡
六萬三千四十六石六斗一升九勺五才は	阿蘇郡
十八萬千五百七十七石七斗九升二合八勺五才は	益城郡
三萬四千九百六十六石九斗九升八合二勺は	宇土郡
六萬千七百七十七石八斗二升八合四勺六才は	八代郡

一萬九千三百八十三石三斗四升三合一勺五才は

葦北郡

合高七十萬八千七百三十四石四斗一升三合一勺

外豊後國の内にて高

二萬三千六百石五斗四升八合六勺九才

都合七十三萬千八百四十石九斗六升一合八勺九才

右の内二十萬石は役なし。残りての軍役なり。

續 熊本城新に取立て給ふ事

斯くて清正公、慶長六^辛年、年頭の御禮として、江戸へ伺公あつて、暮春に御暇下され、肥後へ下國あり、熊本^{山に築く}の城廻りをつくぐと見給ひ、四方の要害宜しからずして、國主の居るべき城ならずとて、東に當つて茶磨山といひて、少し小高き山を新に取立て、自身繩張ありて、八月仲旬より鍬始ありて、比類なき城取立てられ候。世の常の城に違ひたる取様多し。第一天守の立所、廣間の玄關、入口の様子、金藏の

熊本城新に取立て給ふ事

有所、大きに類なき城の取様なり。予若年の時、肥後國退出致し、其後見ざるに依り、失念致したる所數多ある故、委しく記さず候。今恙なき城たるに依り、能く知りたる仁あるべく候。具なる事は、尋ね聞かるべき者なり。

續 京都本國寺に於て萬部の經讀誦の事

慶長十年五月、清正老母の一十七年の忌月に相當りて、本國寺にて、法華經一萬部讀誦興行在之、奉行を中川周防に仰付けられ、本國寺の御堂に、三方に廂をかけ、縁を張出し、佛前に於て香花燈燭茶菓珍膳を營辨して、善盡し美盡し、一千二百人の尊衆を請じて、一日に二度づつ、大衆御堂へ出でて、妙經四卷づつ讀誦致しぬ。此時洛中に、日蓮宗の僧足らずして、洛外より僧衆を呼集めたるを、京童部の申し、は、洛中に物の足らずして、洛外より借用したるは、是ぞ珍らしきといへり。今時こそ日光山と江戸増上寺に於て、切々萬部の讀經之あるなり。其頃迄は、終になき事なれば、洛中洛外伏見大坂堺はいふに及ばず、遠國より聞及びて、老若男女參

詣致し、貴賤群をなす事夥し。清正毎日佛前に詣でて、焼香ありて、諸人の中を押分けて、往來ありしかば、參詣の貴賤申しけるは、扱もく果報目出度大名かな。虎之助と呼ばれたる人の、前代未聞の大善根、誠に御孝行の至り、兎角人間にてはましますまじきとて、清正の足跡に手を付けて、老翁共が戴きけるとなん。中川周防物語に承り候。扱萬部の經結願ありて、上人への布施として、銀子二百枚、總大衆への施物銀子三千枚を、三間臺に附紙をして、本堂の座敷に居る並べて出し給ふを見て、扱もく夥しき事なりとて、諸人目を驚かしける。

第三 名護屋普請に、清正歌舞伎興行の事

一、慶長十年、中納言秀忠公、征夷大將軍にならせ給ふ。此節清正も、從五位上侍從に任せらるゝなり。

一、家康公、尾張國名護屋城普請ありて、薩摩守へ遣さるべきとの儀にて、諸大名へ普請御頼みなさる。清正も宿陣として、女三百人召連れ、日夜歌舞伎を興行し、天

下の大名に目を覺まさせ、九月中旬普請成就、大坂へ罷越し、秀頼公へ御目見えをなし、大坂・伏見にて光陰を送らる。

續 尾州名護屋普請の時、大石引く事

名護屋普請致し、時、清正は、萬松寺といふ曹洞下の禪寺を借りて居給ひけるに、或時宮より大きな角石を、五六千の人数にて引き給ふに、其大石を毛氈にて包み、青き大綱にてからげ、石の上に片鎌の鍵を立て、又何れも齡二八計なる小々姓の、容貌美麗にして、繪に書くとも筆にも及び難き程なるが、綾羅錦繡の粧を身に飾り、桃顔の媚を含みて、石上に並居たり。自身も石の上に登り、大音聲にてきやりをし給ふに依り、家來の老若、残らず花麗なる出立にて、本綱に手を付け引きける。然るに依り名護屋清洲より、酒肴餅・豆腐菓子等に至る迄、種々の賣物を持運び、商人共幾百人といふ數を知らず。宮より名護屋迄の道端に、市を立て、ぞ居たりける。然るに夫々の賣物、並に其器物ふご樽・荷棒迄の直段を、少しも値切らずして、いひ

かけ次第の代物を呉れ、其賣物を道路に抛散らし、諸人に倍取に取らせ、酒は何者なりとも、飲み次第に飲ませければ、商人も見物人も、綱に取付きて浮にういて手拍子を打ち、愛宕参りの小歌を謠ひ、知るも知らぬもゑいやら聲にて、唯一時程に名護屋へ引付け、大踊をしたりける。此時ならず數度大石を引きけるに、美しき小姓共、普請場の供に連れて出で給ふに、小袖羽織をいかにもだてに染めさせて、金翠の粧をなし給へば、楊柳の風に靡き、且つ咲く花の、匂深きが如し。されば其頃の小歌に、及びなけれと萬松寺の花を折りて、一枝はしうござると作りて、貴賤男女諷ひたるは、萬松寺の庭に、大木の櫻のありて、花の盛の頃なるによそへ、子小姓共の美なるを譽めて作りたる興の小歌なり。萬松寺其時は、今名護屋の櫻風呂といふ銭湯のある町なり。又女童共が杵歌にも、音に聞えし名護屋の城を、踏みやならいた肥後の衆がと諷ふも、此時の事なり。斯様の事共を、能く知らざる者が、女三百人連れて、日夜歌舞伎興行し給ふと、本書に記したる者か。

續 與次兵衛が歌舞伎の座にて、足輕喧嘩致す事

同普請の時、與次兵衛といふ者、京都より女共數多連れて下り、尾州宮の町外れに棧敷を打ち、鼠戸を立て、勸進の歌舞伎興行しけるに、清正足輕二人用ありて、宮へ使に行きけるが、其邊を通るとて、芝居を圍みたる藁藎の隙間より覗きけるを、與次兵衛が下人之を見て、詞荒く咎めける故、足輕も、荒らかなる返答いたしけるを、棒にて内より、足輕の面を突きけるを、いかにも神妙に申し、何の構もなく其所を退き、錢を出して、鼠戸の口より見物の者と連れて入り、舞臺の際へそろく寄りて、時分を見計らひて切つて廻り、狂言師一人女人二人切倒して樂屋へ入り、與次兵衛を彼方此方へ追廻して、頬先を切りけるを見て、樂屋の奴原も、蛛の子を散らしたる如く、方々へ退きたるに依り、足輕は、行方もなく缺落致しける。彼與次兵衛、辛うじて助かり、件の様子を具に申達しけるを、清正聞召して、與次兵衛がいかにも道理至極なり。然れば堪忍致すべし。足輕は見合次第に、急度成敗致すべし。

女の儀は、菫む程調へて與へぬべし。又舞臺棧敷の破損は、本の如く普請申付くべし。其方が疵の養生を致す金子は、下さるべしと宣へば、與次兵衛承り、是は過分至極の御誼共なり。何様にも然るべき様にと申すに依り、萬事望みたるよりも結構に仰付けられ、女も元より勝れたるを求めて下されたる故、與次兵衛は、禍出來て却て徳付きたりける。毒藥變じて藥となるとは、斯様の事たるべきと、世舉つて申しけり。此時分は、人の賣買の法度無之故に、歌舞伎女を二人買取りて、京より下されけり。此事仔細聞かざる仁の、本書は述作なるべし。

續 尾州熱田大明神の門造營の事

清正、熱田大明神へ參詣いたし、大宮司神主を呼出し宣ふは、當國は我生國の事なれば、當社に於て、大破に及びたる所あらば、造營ありたしとありければ、社家の者承り、御志の程、有難き旨申し、然らば西の門大破致し候と申上ぐるに依り、則ち馬場左京といふ神主に、銀子廿貫目渡し置き、下國ありけり。左京則ち奉行致し、程

なく造營出来にけり。今に肥後殿建立の門と、所の者共申すなり。其年月は、何の頃にてありしか、失念致候なり。此の如くの事を思へば、信心も深く御座したるか。鬼神を敬ふには、祖の國を始めて祭るといひ置きし古人の心に叶ひ給ふ故。清正一世は、武運目出度かりけるなり。

續 八幡の國といふ歌舞伎女、肥後國へ下りたる事

慶長十四年の仲秋の頃、肥後へ歸國ありける時、攝津國兵庫の浦に舟懸りし給ふ折節、隈なき月海上に浮んで、風光もいと静なりければ、風金丸といふあだか船の二階に登り給ひ、夜すがら月御覽ありし時、御身近き家臣一兩人、傍近く召しての夜話に、去る春の頃、奥州の正宗が、團介といふ遊女を下し、歌舞伎を興行致したるが、家康公の御氣色に相應したると、仄に聞きたり。仔細は、石田治部少輔等が謀叛を、事故なく退治ありて、今は天下、御掌の内に入りたる事なれば、正宗如き國主を始め、太刀も刀もいらぬ太平の世と思ひ、歌舞遊興のみにて日月を暮せば、心元なき

事なしと思召さるゝとなり。今又西國にては、清正などは、秀吉公の御取立といひ、其上秀頼公、大坂在城の事なれば、世間の者も疑はしく思ひ、家康公も、自然は心元なく思召す事もあるべきか。さり乍ら我は、家康公の厚恩に、忘れ難き事あり。加之肥後一國の主となり、殊に常陸介殿を聲に仰付けらるゝ事、旁以て當家の御恩深ければ、努々二心なき事なれば、彌々御心安く思召す様に、正宗が如く帶紐を解いて老身を慰め、遊人となり、世間の沙汰にも、清正は年寄りたれば、武の道は泰平の世たる故、忘れて年月を送ると聞けば、早や氣遣の仁にては毛頭なきといはるゝが、第一能き分別にてあるべきと宣へば、老臣共、御意尤とぞ感じける、其頃八幡の國といふ奴を下し、熊本の鹽屋町三丁目の武者溜にて、勸進能を致し、其能の跡に歌舞伎をして、家來の諸侍は、銀子一枚宛出し、棧敷を打つて見物し、地下町人は八木を持來りて、鼠戸の口より入りて、芝居にて之を見る。此國が、歌舞伎の始なりければ、西國方の者は、聞及びたる事もなき頃なる故、貴賤上下の老若男女、鼠戸の前に市をなし、押合ひく見物したり。又其後京都に、又市といふ者の抱へ置きたる遊

女に、兵助・長介といひて、其頃名を得たる歌舞伎の太夫にてありけると、清十郎金作といふ脇太夫と、已上四人を召下して歌舞伎をさせ、家來の者共並に下々の者にも、見物いたさせられたるなり。右に記す通り、此儀は、少し心得あつて致されたる事なり。尾州名護屋普請の後の事なり。本書に女三百人とあるは、積りも知らざる虚説なり。

續 踊に狸の腹鼓打ちし事

又其頃可笑しき事ありけり。同年の孟蘭盆に、家來の者共が踊興行致し、御目に懸けんと申しければ、尤なりとありける故に、一組々々に分りて、異類異形の事を巧み、美を盡して踊りけるに、子小姓組の先踊に、山を飾り車に載せて、其山の内に、狸の出立にて、若黨共を三十人籠め置きて、扱狩人が弓に矢をはげ持ちて來り、狸狩を致し、古狸を一疋追出し射んとする時、此狸手を合せ、詫事致し、は、我れ子共孫共多く持ちたり。今爰にて殺し給は、子共孫共迷惑すべき事が、不便に存ずれば、平に御慈悲を以て、偏に御助あらば、子共孫共迄、有難く存すべきと申す時、狩人も流石岩木ならねば、誠に畜類も、我子を思ふ事は、人間に變りなきと見えたり。我も子共持ちたる事なれば、一命を助けるなり。然らば此禮に、子共孫共を残なく呼出し、腹鼓を打たせよといひし時、彼古狸感涙を流し申しけるは、扱々有難き御情にて候物哉。何かな御禮をも可申上と存する處に、子共の腹鼓打たする様にとの御事は、何より安き事なりとて、山の穴の中より、多くの狸共這出で、歌を謠ひ拍子を踏み、鼓太鼓三味線にのせて、腹鼓を打つ事を支度せり。然るに此催成就して、七月十日の卯刻より出立作り、山の内に込入り、城の追手の門際へ引付けて、先々の踊の濟むを待ちけるに、一番組二番三番大小姓組の踊の過ぎて、未の刻に、子小姓組の踊入れよとありければ、扱先踊の山を、廣間の庭へきやりにて引込み、御目通にもなりければ、件の通の事共を言終りて、さらば子狸共を呼出して、腹鼓を打たせ、御目に懸くべきといひて、山の内の狸共を呼びけるに、此者共の出立は、狸の皮、或は兎犬などの毛皮を、縫集めて着し、狸の面を冠り、早朝より八時まで、狭き

作り山の内にこそり合ひて居たりければ、炎天の日に照付けられたる故に、悉く霞亂を任り、漸う這出でけれども、中々腹鼓打つ事は思ひも寄らず、或は吐逆をし、又はえもいはれぬ様なる不仕付のみを致しければ、見物の老若、之を見て申しけるは、子小姓組の踊は、餘組に變り、いかさま伽車風流なる事共ありて、諸人の耳目を驚かす物見あるべきと、内々思ひしに、さはなくて、これはく大きな尾籠かなとて、各瞳と笑ひければ、清正之を見給ひて宣ふは、踊子共が、腹鼓は打たずして、見物人が腹を抱へたるとて、一入輿に入らせ給へば、御近所に罷在りける御咄の者、一首の狂歌を取敢ず、

腹鼓うたん狸はさもなくして見る人いたき腹の皮かな

となん仕りければ、當意即妙なりと仰せられ、彌々笑を含ませ給ひけり。

第四 秀頼公・家康公御對面の事

一、家康公、清正・幸長を、二條の御城にて御振舞なされ宣ひしは、秀頼公、御成人日

を追つて遊ばす由承り、珍重之に過ぐべからず。さり乍ら家康は、種々疑を得候者なれば、近年御目に懸らず候。御成人をも見申度候間、兩所頼入り候條、御上洛候様に、御計らひあるべし。さあるに於ては、二條の城にて御目に懸らん。御母公氣遣に思召されん。方々は右兵衛常陸と一所の事なれば、兩人を兩所へ渡し申す條、大坂同道あつて、秀頼公御上洛候様に、頼入ると仰せらる。兩人返答に、夫迄も候はじ、兩人罷下り、申成し候は、御上洛疑候まじと申さる。家康公御満悦し給ひ、さらば御下り候へと仰せられ、退出あつて、兩人乍ら伏見を立ち、大坂に着し、利家へ相談あれば、兩人申す上は、御母公も異儀あるべきにあらずとて、三人同道ありて、右の段々申上げられしかば、主計頭・左京・申上げらるゝ上は、いかやうにもと仰せらるゝ。主計頭申上げられるは、日本の神も御照覽あれ、秀頼様の御身の上に、氣遣なる儀候は、私左京永らへ申すまじと、頼もしく申上げられければ、さらば上洛あるべしと、秀頼公大坂御立なされ、河舟にて御上洛。清正用意には、淀川左右の陸路、一方は清正人數、一方は左京人數を備へ、河中を御上洛ある。伏見へ御

家康秀頼
對面

着き、清正河舟にて御膳を上げ、いろく様々の御馳走申上げられけり。家康公より、道すがら細々御使者を遣され、色々進上あり。清正申されけるは、秀頼公御成人の程、京童部拜み申すべき爲に候間、御乗物の左右をくつろげ、兩の戸を開き、清正褌の肩衣袴を着し、伏見より二條迄三里の所を、歩にて供奉。さて二條の御城を關迄、家康公御出迎ひ、互に御禮あり。秀頼公御傍を、清正少しも離れず居らる。さて御振舞出で、清正も御相伴申され、互に御盃あつて、座も宜しき時分、清正申されけるは、さぞや大坂には、御逢ひなされたく思召さん、早や御立なされ候へと申上げられければ、家康公も、尤なり、さてもく御成人目出たしとて、色々進上ある。秀頼公御立なされ、家康公も、立關迄御送りなされ候。御駕に召され、清正又歩にて供奉し、伏見にて御膳を上げ、御舟に召され、大坂に至り御歸城。左京大夫幸長は、持病差起るの由にて、秀頼公伏見御上着の刻も、伏見の屋敷に居られ候。洛中は申すに及ばず、日本國にて、清正、今度家康公・秀頼公御對面の儀を調へ忠義を盡し、始終まで首尾調へたる武士なりと感じ合へり。扱秀頼公・家康公、清正へ御暇遣

さるゝに付きて、歸國に及ぶ。

續家康公と秀頼公御對面の時御進物の事

慶長十六丁年三月廿八日に、家康公と秀頼公と、御對面ありし様子は、本書に記したる如し。其時互になされたる御進物の事。

家康公へ、秀頼公よりの御進物

- | | | | | | |
|-----|--------------------------|-------|-----|-----|-------|
| 御太刀 | 實守 | 御腰物 | 一文字 | 御脇指 | 鯨尾藤四郎 |
| 金子 | 三百枚 | 純子 | 二十卷 | 錦 | 十卷 |
| 猩々緋 | 三卷 <small>世十五間づつ</small> | 御馬 | 一疋 | | |
| | 右兵衛佐殿へ、秀頼公より、 | | | | |
| 御太刀 | 光忠 | 御馬代金子 | 百枚 | | |
| | 常陸介殿へ、秀頼公より、 | | | | |
| 御太刀 | 守家 | 御馬代金子 | 百枚 | | |

家康公と秀頼公御對面の時御進物の事

已上。

金子三十枚 御あちや 同断 御あめ 同断 御かつ

金子三百枚 奥にて御女房達中へ

金子三十枚 本田上野守 同断 大久保石見守 同断 板倉伊賀守

金子二十枚 成瀬隼人 同断 榎戸清右衛門 同断 安藤帶刀

同断 村越茂介 同断 永井右近 同断 銀子百枚 榊原伊豆守

同 城野和泉守 同 秋本但馬守 同 大津少將

同 西尾丹後守 同 銀子五十枚 後藤庄三郎 同 永忍

同 御馬屋別當諏訪邊宇右衛門 銀子三十枚 御鷹匠三人へ

同 御馬取三十人へ 銀子二百枚 大工大和守へ

已上。

秀頼公へ、家康公より御引出物

御太刀 大左文字 御脇指 なへ通し正宗 御馬 十疋

御鷹 三居内小鶴とり

已上。

家康公御名代として、右兵衛殿常陸介殿、大坂へ御下りの時、

秀頼公へ、家康公より御進物

銀子 千枚

上様へ、家康公より

銀子 一百枚 綿 三百把

御姫様へ、家康公より

銀子 二百枚 綿 二百把 銀子五十枚 大藏卿

同 二位殿 銀子卅枚 あいば殿 同 右京大夫

同 宮内卿 同 三位殿 同 上々好御方

同 御あこ御方 同 御姫様御乳人 同 正永殿

同 御いちや

家康公と秀頼公御對面の時御進物の事

銀子二百枚 綿五百把 御女房衆中へ
銀子百枚 綿三百把 御姫様御女房衆中へ
已上。

秀頼公へ、右兵衛佐殿より御進物

御太刀 一文宇 御馬 一疋 銀子 二百枚

秀頼公へ、常陸介殿より御進物

御太刀 友成 御馬 一疋 銀子 二百枚

上様へ、右兵衛殿常陸介殿より御進物

銀子 百枚宛 綿 百把宛 紅 三百斤宛

姫君様へ、右兩人より御進物

銀子 百枚宛 綿 百把宛 紅 三百斤宛

已上。

銀子廿枚宛 綿五十把宛 大藏卿 銀子十枚宛 綿五十把宛 あいば殿

銀子十枚宛 綿五十把宛 右京大夫

同 上々好御方 同 二位殿 同 おあこ御方

同 三位殿 同 宮内卿殿 同 正永殿

同 御姫様御乳人 銀百枚右の御兩人より 御女房衆中へ

同 御姫様御女房衆中へ 同 織田有樂 同 片桐市正

銀子五十枚 片桐主膳 同 織田民部 銀子三十枚 大野修理

同二十枚 渡邊筑後守

秀頼公より、右兵衛殿へ御引出物

御太刀 まくら信國 御脇指 吉光 純子 百卷

小鼓かりた 一丁

秀頼公より、常陸介殿へ

御太刀 二字國俊 御脇指 高木貞宗 純子 百卷

御能衣装 狩衣十小袖十

家康公と秀頼公御對面の時御進物の事

秀頼公より、御兩人供の衆中へ

長光刀	正木長門守	助眞刀	安藤帶刀	一文字刀	水野對馬守
信國刀	清水甲斐守	左文字刀	成瀬内匠頭	信國刀	竹越山城守
已上。					

續 秀頼公大坂へ御歸の時、於伏見清正

御膳被上候事

秀頼公、大坂へ御歸城の時、清正、伏見の屋敷へ入御ある事は延慮ありとて、屋敷の前の川中に御船をかけ、船中にて御膳上げられ候なり。屋敷の前の橋を、今に肥後殿橋といふ。橋の上より、川下へ三町、左右を竹にて虎落とらおちを結び、金屏風を透間もなく圍ひ、御供の衆中下々迄、残らず馳走をし、則ち大坂迄御供致し下られ候なり。其頃、都に、梅春といふ料理仕る者ありけるを下して、御供の衆中下々迄の引物に、蒲鋒を、獻立に書出でたるを見て、大人数の事なれば、蒲鋒をする事も、又板に付け

て炙る事も、なり難かるべきやうに、諸人思ひけるに、魚共を取寄せ、大勢よりてひたひたと下し、骨を去りて、大きな臼を二つ三つ立並べて、下したる魚の肉を入れ、杵を以て春きければ、即時に蒲鋒になりけるを、板に付け、庭の中を長く掘り、炭の火を卓散に起し、疊を左右に立並べ、蒲鋒を段々にさして炙りて、少しも滞りなく出しけるを見て、扱もく、能き才覺仕りたるとて、其頃は、大坂伏見にての一晝にいたしける。今時は、物事に大きになりける。慶長年中の頃迄は、斯様の事は珍らしき事に申しけり。

續 熊本在城の時、年頭の作法其外常の仕置の事

正月元日には、加藤右馬丞奏者致し、長袴にて太刀折紙を以て、加藤美作初禮を致し、借城を預かり置きたる近き一門の者共、次に禮を仕り、其後一二三の備頭、禮をいたし、其跡二人持分といひて、先手三備の組々に入りたる者共禮をいたす次第帳を、祐筆持ちて出で、中座して讀み申候。何れも禮仕舞ひ候て、跡に右馬丞は、太刀

熊本在城の時年頭の作法其外常の仕置の事

折紙を持參して禮申候。馬代は、銀子一枚づつなり。

新參の者、又馬廻組・大小の小姓組の者共は、半袴にて、禮錢を、或は一貫或は五百三百づつ、身體に應じて自ら提げて、我々の名の書札を付け、總が一度に、次の間へ嘯と出で、清正御前へ禮錢をくわらくと投げて、颯と御禮申し歸り候。佳例たる故此の如し。扱右に太刀折紙にて禮いたしたる者共、總押込の禮ある間は、立退きて甘き居て、皆の禮濟み候て後、又本座へ着き、羹吸物給へ候て、一人宛罷出で、清正御土器頂戴申候。鷹師共は鷹を居ゑて、廣間の縁に伺公し、並居て目見えいたし候なり。

右の禮共は、巳の刻に過ぎ申候。午の刻に、本妙寺へ參詣いたされ、先祖の位牌に焼香仕られ候。

二日には、櫻の馬場といひて、山崎に四筋ありける追廻の馬場へ出でて、自身馬を乗り始めありて、日隱の内に、着座あると等しく、家來の者共も、自身馬乗り候て、御目に懸けて、馬共乗り仕舞ひ候と、馬末の的場へ行き給ひて、自身弓を一立射初

められ、日隱へ入り着座あると、弓の者預かりたる頭共罷出でて、二立宛射。其次に、鐵炮の者預かりたる頭罷出でて、鐵炮二放宛打ちて、中りたる物頭には、清正前へ呼出し、弓頭には弓一張、鐵炮頭には鐵炮一丁づつ、手づから下し給ふなり。

同十六日の早朝には、元日に太刀折紙にて禮仕りたる者共、長袴にて、右の次第に着座し、清正出でられ候時、鷹の鶴を組板に居る昇出で、座の左に置く時、庖丁人、長袴にて罷出で、作法の如く、鶴を切りて仕去ると、又前の如く、右座へ鶴を持ちて出し置く時、又餘の庖丁人、右の通に庖丁仕舞ひ候時、清正は立ちて内へ入り給ひて後、則ち鶴の料理出で、何れも喰ひ候て、酒三獻過ぎて膳を取ると、又清正出でられ、着座あると、廣間の前に、定舞臺ありける故、則ち大文字屋といふ狂言師、面箱持出で、せんざいふりを舞ひ、翁は佳例にて、傳藏といふ町の本座の太夫あて、三番三過ぎ候て、能は七番宛あり。諸侍は、望み次第罷出でて見物いたしけり。芝居には、下々の者町人共入りて、見物仕り申候。

毎年冬の内に、鶴を十二三程づつ、大鷹を以て、自身の拳にて取り申され候に、鷹場

より直ツキに持たせ、使者を申付け、家康公秀忠公兩御所へ差上げ申し、江戸・駿河に於て、首尾能く上りたる返事聞かざる前は、何程鶴が取れ候ても、喰ひ申されず候。兩御所へ差上げたるの一左右聞き候て料理いたし、自身も喰ひ、家臣共にも給はりけるなり。

上巳端午・七夕・重陽には、樽肴にて、人持以上の者禮致したるに、其樽に酒は出さず、樽代を出しけり。大樽・小樽といひて、二色に定め置き、大身なる者は大樽、小身なる者は小樽を出しけり。大樽代は鍬三具、小樽代は鍬二具づつ出したるを取り置き、陣普請之ある時取出し、入次第に、卓散に使ひけるなり。

續 常に定め置かるゝ軍法の事

清正の軍法

先手三備・左備・右備・旗本跡備、以上七備なり。一番二番三番の三備は、一備に大將一人・武者奉行一人・旗奉行・鎧奉行・鐵炮頭・弓頭・使番、其組々にて常に定め置かる。家來にて大身なる者は、人持分といひて、右の三組の内へ入りたり。組下に付きた

る人持の内にも、與騎十騎十五騎・足輕五十、或は三十二人宛預りたる者數多あり。庄林隼人は、與騎十三人・足輕五十人預かりて、一番備の組下に付き、武者奉行なり。森本儀太夫も、與騎十人・足輕五十人預かり、二番備の組下に付き、武者奉行いたす。平野五郎左衛門は、與騎十騎・足輕三十人預かり、三番備の組下に付き、武者奉行いたし候。此外與力同心付きたる者數多あり。左右の備は、大小姓組といふが六組あり。一組に頭一人宛ありて、三組宛、左右へ分けて備へたるなり。小姓の外、弓鐵炮頭、左右へ、其時に當りて加はりけり。跡備は、常に定めたる頭なし。其時に當りて、言付け給ふなり。組外れの者共、又は半人分の者共が、跡備はいたしたり。常々旅行の時の宿札も、右次第なり。旗本には、子小姓組二組に、頭二人あり。馬廻組は十二組あり。頭一組に一人宛にて、十二人あり。此者共が旗本なり。旗本の旗奉行二人・鎧奉行二人・鐵炮頭あり。使番の者卅人あり。之に大母衣・小母衣といひて、二色ありしなり。大纒の者といふは、一度も二度も、手柄仕りたる者なり。白きしらの纒なり。小母衣といふは、一度も手柄は之なき者なれども、役

常に定め置かるゝ軍法の事

にも立つべきとの御見立の者、又は數度手柄ありたる者の子共なり。是はしらの纜の内を、黒く一布染めて入れしなり。此小纜の者、能き働一度致したる時、黒き布を取りて白纜にして、大母衣の者といはれたる事なり。是は宇土の一戰迄、斯くの如し。此後肥後の國主になり給ひて、慶長六辛丑年より、先手三組の備大將も變りたる時に、大小の武羅はろも止みて、長九尺の淺黄練を切割きりきりにして、雌羽雄羽めしよりとせしやうはに、二布合せたる一本しなひを、三十人の使番の者差したるなり。右三十人は、軍陣の使番なり。常の使番は、別にありけるなり。大小の小姓組馬廻組總の番指物は、右の如くなる切割しなひを、白練にて仕候なり。先手三組の備大將は、再拜御免ありて、馬印を持たせ、其組々の旗番指物なり。右三人の外は、再拜持たざるなり。

續清正鎧の事

清正の武具

具足は、佛の胴を黒きなめし革にて包み、前後に金の蛇の目あり。甲は、銀の梨打烏帽子に、左右に朱の丸あり。刀脇指は、虎の皮の寸袋なり。片鎌の鎗は、熊の皮の寸袋にて、横手は黒き羅紗の袋なり。柄は總青貝なり。不斷居間にありて、出行の時鍵を渡し、請取るにも、役人定めてあり。鍵持も、不斷の者といひて、二人定めありて、其外の者、終に見たる者なき故、此鍵に、色々異説ある事なり。旗は白き練に、南無妙法蓮華經のはね題目を、旗半分より上に書き、其下に、丸の内に黒き桔梗の紋二つあり。御鷹は、初は唐の頭にて致されけるが、後は紙にてしたる再拜なり。御馬印は、金のばれんなり。幕は白き布にて、黒き輪の中に桔梗、又は輪の内に、墨のすりさしもあり。船幕も同前なり。

出陣の時、六具なされて、腰に白米一升やまがし燒飯・鹽、少しうちがひに入れて、定まりて付

けられけり。

足輕共は、具足は着ずして、甲計り冠り候。甲の脇立に、長二尺に、白き練一幅の小しなひを、兩に二本立て、指物はなし。清正常々宣ふは、他家の足輕は、皮具足を着せ、甲は冠らずして、なめし皮の笠、又は百重張の笠を冠ると見えたるが、身に皮具着ても、頭に何も冠らねば、こたへ難き物なり。甲を着れば、具足は着ずしても、こたへ能き物なりとて、右の通なり。

大小身共に、馬乗分の者は、一尺三寸或は一尺五寸の鐵炮を馬上に持ちて、鎧前には、はたくと打ちて、鎧を始めたる事なり。老人衆の物語に、馬上に、火繩が、何とも持ち難き物にてありしとなり。所には依りけれども、七備の圖、大形斯くの如くなり。



右備立には、口傳之ある事なり。

續 旅行の時の事

旅行の節、馬上の時は申すに及ばず、輿に乗り給ふ時も、裁着を着、草鞋を履いて乗り、何時なりとも、心の向き次第、五里三里宛、歩にて道を行き申さるゝに依り、供の者子小姓共も、裁着を着、草鞋を穿いて馬に乗り、清正歩まるゝ程、老若共に、歩行の供仕り申候なり。

金錢一貫、銀錢一貫宛、紅の糸指に貫き、中間が頸にかけ、一人宛、左右の馬の先へ歩ませ、道中にて、何者なりとも、差當りたる奉公いたしける者に、五文十文宛、當座の褒美に下行し給ふ。或時東山道を上り給ふ時、美濃國の大井といふ所を行過ぎて、道に盲目の女、乞食しけるが、大名の御通を聞きて、清正の馬の先にて、歩行者に向ひ錢を乞ひけるを、馬上にて見給ひ、物申すは何者ぞと御尋ありけるに依つて、乞食則ち申上げけるは、年寄りたる親を、一人育み申す由いひければ、扱も不便

なる事なり。盲目の女の身として、年寄りたる親を養ふは奇特なり。さり乍ら僞も知り難し。具に尋ねよとありて、畑を打つて居ける百姓に尋ね問ひければ、乞食のいひ候通り、僞なき由申しければ、金銀の錢少々與へ給ひ、何れも供の者も、少々與へよと宣へば、則ち錢を百文二百文づつ、残らず與へける程に、夥しく集まりて見えけるを、御覽ありて、否々此錢を、あの盲目に渡すならば、いたづら行者共かばひ取りて、却て仇になるべしとて、所の名主を召出ありて、盗人に取られざるやうにして、乞食を介抱いたせと、直に仰せられ、名主に錢を渡し下されけり。誠に慈悲深き御大名にて、孝行を感せられ、乞食非人迄に御情深き事、古今希なる大將かなとて、尊卑老若感じ合へり。

尾州の中村は、清正出生の在所たる故、江戸より上り下りの時は、百姓共、新しき桶に餅を入れて、人々の前に置き、老若共に海道端に罷出で、並び居ければ、老人には、扱々達者にて能き事と宣ひ、若輩なる百姓には、是は誰が子、彼は誰が孫ぞと、夫々に詞をかけ給ひて、おやぢ祖父姥如きの者にも、懇に仰せられ、銀子一枚宛、毎度佳例として下し給ひければ、百姓共、感涙を流して歸り申しける。

續上州くつといふ所にて、馬の靈になり、

庄屋を取殺し候事

上州館林の城主榊原遠江守は、清正曾たる故、或時見舞に行き給ひ、江戸へ歸り給ふ道に、くつといふ所にて、高麗より乗り來れる葦毛の馬、俄に煩付き候故、其在所の名主を召出し、直に宣ふは、此馬、高麗陣中乗りたる馬なり。俄に此の如く煩ひ出し、引かんとするに、一足も進まず。随分不便に思へども、途中の事なれば詮方なし。此馬、汝に預け置くなり。然るべき伯樂を呼び、養生をいたすべし。若し又死したらば、薪を求めて焼きて捨てよ。畜生なりと雖も、數度用に立ちたる馬なれば、野外に捨て、長吏の手に渡す事、努々あるべからすと宣ひて、銀子二枚名主に渡し、馬取二人相添へ置き、則ち江戸へ御通り候跡にて、はかしく養生もせず、未だ片息のある内に、原中に打捨て、馬取と密談して、銀子を分けて取り、馬取計り

上州くつといふ所にて馬の靈になり庄屋を取殺し候事

江戸へ罷歸り、色々養生致し候へども、能く之なくて、終に死し候間、薪を調へ、煙に仕りたると申すに依り、件の様子は知らず、其通にてありけるに、未だ一ヶ月も過ぎざるに、此馬、靈となり、彼名主に取付き、口走りけるには、我君の御恩淺からずして、莫大の銀子を下され、養生を仰付けらるゝ所に、薬の一貼も與へざるさへあるに、剩へ野原に捨て、穢多の手に渡す事、遺恨山々なり。子共一人も残らず取殺し、後には名主夫婦をも、弔殺しにせんするぞといふ詞の下より、子共煩ひ付き、ひたひたと死ぬるを見て、一郷の者共集まりて、禰宜神子を頼み、色々様々祈れども、中々冷笑つていふは、名主一家取殺して後は、此郷中の者共迄に、此遺恨を遂げんといひて、首を振つて、高聲に嘶きけり。之を見彼を聞く村老野翁、身の毛を立て恐れ慄ひて、寄付く者更になし。此分にては、郷中の者共迄も、取殺されん事疑なしとて、近隣より貴僧を數多迎へ、法華普門品を千卷讀誦して、馬頭觀音に祠ひ、堂を立て、郷中より田地を付け、堂守を置き、様々の供養を致しけるに依り、怨靈靜まりけり。種々諸惡趣地獄鬼畜生老病死苦以漸悉令滅の金文、末世と雖も空しか

らず。畜類の業を出離して、今にくつの馬頭觀音といはれし事は、偏に清正の御慈悲淺からざる故なり。誠に恩澤昆虫に及ぶとは、斯様の事をや申すべきなり。熊本より江戸へ參勤ある時は、五畿内中の博勞共、清正着船を待ちて、大坂・伏見へ賣る馬共、引懸けたる事なり。馬數寄故、馬の目的も、大形上手にてあり。數多の馬共を見て、氣に入りたる馬十疋も、或は十五疋も引退け、此馬押込みて、何程と直段極めて、一度に買取り給ふ故、何れの馬が何程、此駒が如何程といふ直段知らざるに依り、買損ひの馬も知られざる事なり。或時伏見にて、馬を十八疋、馬苦勞三人して引き來るを、九つ氣に入りて、買取られたるに、一人の馬苦勞が、七つ引き來る中を、六疋取り給ふ時、此者申しけるは、今日上げ候馬共の中にて、我等馬六つ、御意に入り御取り候故、跡に一疋残り申候が、七疋牽きて御目に懸けし中にて、一疋は御意に入らずして、牽きて歸りたるとあれば、我等外聞惡しく存申候。何商にも、添と申す事御座候間、此馬をば、添に上げ申すといひて、馬屋へ入れて歸りけるを、珍らしき商の添なりと、其頃京童共の、口すさみなりき。

上州くつといふ所にて馬の靈になり庄屋を取殺し候事

續 石川玄蕃頭より、馬申請けられ候事

江戸より、東山道を歸國ある時、信州の松本の城主石川玄蕃頭へ、見舞として立寄り給ふに、玄蕃頭、色々様々の馳走ありて、清正歸らるゝ朝に、駒を二疋引出して、玄蕃頭仰せられけるは、此駒、我等目利にて調べ置きたるが、當所に於て、近年になき出來物なり。御目利ありて、此中にて一疋御取り候へと宣へば、清正宣ふは、扱扱御志の程、過分至極に候。然らば御目利を以て、取立てられたる駒を、我等目利にて申請くるは、見苦き事あり。仔細は、若し劣りたる駒を申請すれば、我等目利が、下手になり申すべく候。又勝れたるを取り申せば、何とやらん、よりくずを殘し置くに似候て、大事の駒に疵が付き申候。兎角選り申す事は、なり難き事なり。斯様に候て、申請ければ、御志を破り候て、大きな慮外なり。只二疋乍ら申請くるが、目利の仕様にてあるべきとて、二つ乍ら取りて下られ候を、諸人聞きて、扱も扱も、是程能き御客振はあるまじと、褒め申候なり。

續 稻留一夢鐵炮の弟子に、家來の者共なる事

東海道を上り給ふ時、勢州桑名に、一日逗留ありける所に、尾州より稻留一夢齋、御見舞として來るを、其の日止め給ひて、家來の者共の内にて、後々は一役を言付くべきと思はるゝ者を五人、一夢弟子になされ、則ち鐵炮の構へやう一つ二つ指南して、一夢は尾州に歸る。清正も、翌日桑名を立ちて歸國あり。弟子になりし者共は、禮の爲めとて、銀子一枚帷子單物を持たせ、使を尾州迄遣し、清正供致し、國へ歸りけるなり。後は遠國故に、二度一夢に合はざれば、一色も稽古致したる事なき間、一夢弟子になりたる甲斐もなきやうに思ひ、或時の夜話に、咄の者、此事を申出しけるを、聞召して宣ふは、汝等が合點なき事なり。一夢如き藝ある者は、名聞の爲めに、何れの家中に、何といふ者は、我等が弟子なりといひて、弟子中間、又所々にて觸るゝものなり。國持の下にて、少しも大身なる者、數多弟子に持ちては、其身の藝彌、上手になる故、師が、右の如く能き弟子といへば、其者の名も尊くなりて、世

間にて、人皆知るものなり。鐵炮は、逸^すきて油斷なく打てば、自ら上手になるものなり。自然籠城いたし、又は仕寄場^{しよば}にても、何々といひて、一夢弟子の鐵炮の名人が幾人、此城には籠りて居ると聞けば、敵方にて恐るゝものなりと宣ふを聞きて、誠に深き御心入りとて感じけり。

續美須の彌次右衛門奉公いたす事

山城國伏見近き在郷美須といふ所に、彌次右衛門といふ百姓ありけるが、常に心懸深き者にて、閨の窓の子の竹を一本、自由に拔^ぬ差するやうにして置きけるに、或時盗人九人、表口の戸を明けて、内へ忍入るを聞付けて、件の窓の子の竹を抜き忍びて出で、表口の戸脇に、刀を抜きて待ち居て、相圖を定め、能き時分に、閨の内にて、女房に聲を立てさせければ、盗人共、面口^{おもてぐち}より退き出でぬるを待ち請けて、召出しに、三人切伏するを見、残る六人の盜賊共、一度に瞳と出で、彌次右衛門一人を取廻して切合ひけるが、爰に押寄せ彼處に押詰め、五人切伏せたり。此時漸う近隣より

聞付け、大勢駈合せ、残る一人は仕留めたり。彌次右衛門、十七ヶ所手疵負ひけれども、命恙なくして、疵皆平癒致しける時、諸大名聞召し、前代未聞の百姓の手柄なりとて、或は千石又八百石の知行下行あるべきとて、方々より御呼ありけるを、七百石にて抱ゆべきと申され候に、彌次右衛門開きて、餘方へ千石にて參らんより、何程にてなりともと申し、七百石の知行にて、清正所へ參り、奉公仕りたり。如何様諸人の思付く徳のありたる大將と存じける。

續家中への知行割の事

喩へば、千石にても五百石にても、其者に相當りたる郷の高を、代官より書出させ、物成の多少、地の上下を隠して、高計り御覽ありて、夫々に下行ありたり。恰度千石五百石ある郷はなき故、或は千十二石何斗、或は四百九十石何斗と、高より餘るもあり、又少し不足もありたるを、有餘も不足も、郷切に下行ありし故、譬へば千石と定めし者が、千三十五石と、折紙に下されたるもあり。又九百三十何石と不足して、

千石の知行に渡りたるもありしなり。餘は之に准ふ。扱役は、知行請取りて後に、物成の帳を渡し、地の高下に隨ひて、軍役致したるなり。積は、五つ五分の物成のある知行なれば、千石に十人出し、二月二日より十一月晦日迄、普請役致し候なり。若し未進あれば、一人に付米五升づつ、極月に出し申候なり。

續撰清正記 卷第六終

續撰清正記 卷第七

第一 清正家中へ申出さるゝ七箇條

大小身に依らず侍共覺悟すべき條々

- 一、奉公の道油断すべからず。朝、寅の刻に起き候て、兵法を使ひ、飯を食ひ、弓を射、鐵炮を打ち、馬を乗るべく候。武士の嗜能き者は、別して加増を遣すべく候事。
- 一、慰に出づべく候は、鷹野・鹿狩・相撲、斯様の儀にて遊山すべき事。
- 一、衣類の事、木綿紬の間たるべし。衣類に金銀を費し、手前成らざる旨申す者、可爲曲言候不斷身上相應に武具を嗜む人を可扶持。軍用之時は、金銀可遣候事。
- 一、平生傍輩附合、客一人亭主の外咄し申すまじく候。食は黒飯たるべし。但武藝執行の時は、多人數可出合事。

一、軍禮法、侍の可存知事。不入事美麗を好む者、可爲曲言事。
一、亂舞方一圓停止たり。太刀を取れば、人を切らんと思ふ。然る上者、萬事は一心の置所より生るものにて候間、武藝の外、亂舞稽古の輩、可加切腹事。
一、學文の事、可入精。兵書を読み、忠孝の心懸専用たるべし。詩聯句歌を讀む事停止たり。心に、香車風流なる手弱き事を、存知候へば、いかにも女のやうになるものにて候。武士の家に生れてよりは、太刀刀を取つて、死する道本意なり。常々武士道の吟味をせざれば、潔き死は仕にくき物にて候間、能々心を武にきざむ事、肝要に候事。

右之條々、晝夜可相守。若右の箇條難勤と存輩於有之者、暇を可申。速遂吟味、男道ならざる者のしるしを付け、可追放事あり。疑あるべからず。仍如件。

加藤主計頭清正在判

侍中

續七箇條の法度相違の事

清正家中へ七ヶ條、大小身に寄らず、侍共覺悟すべきの條々として、法度本書にあり。皆大きな僞なり。自然高麗陣中にての事かと思ひ、中川周防へ聞き候が、陣中にも無之由、慥に申來候。僞の證據共、具に左に之を記すなり。

法度書の條々

第一、朝寅の刻に起きて、兵法を使ひ、飯を喰ひ、弓を射、鐵炮を打ち馬を乗れと云々。右に申す如く、陣中にては、如此もなるべきか。常に寅の刻に毎朝起きて、食を喰ひたる者なし。出陣旅立の朝、又鷹野・鹿狩は格別の事なり。出家・山伏はさもあるべきか。夫も一夏の中、又は別行の時ならでは、なり難き事なり。

第二、慰に出では、鷹野・鹿狩相撲、斯様の事にて遊ぶべしとあり。

右は、尤の様なる事なれども、是も僞なり。清正、鷹逸たかすきにてありし故、家中も、鷹逸は大形致しけれども、相撲はやはり不申候。其頃は諸大名方、相撲取御抱へ置

かれけれども、清正は、一人も持たれ不申候。扱又諸侍、慰に出づるには、中春の頃は、龍田と申す所に、豊國大明神を勸請致し、宮を立て、五町餘の馬場の左右に樹るし雙木の櫻花、紅葉の色を交へて錦の如し。されば吉野・初瀬にも劣る間敷とて、袖を連ね裳を翻して、酒肴を携へ行き、彼かたの木陰斯の花の下に立寄れば、香風四方に散じて、人皆浮香世界の中にあるが如し。幔を引き屏風を立て、諷うつ舞うつ、老若男女貴賤となく、遊舞を催す者引きも切らず。此外淨導寺・知平寺などといふ所へも、花見に往來したるに、誰も曲事に逢ひたる者一人も無之。

第三、衣類は木綿紬の間たるべしとあり。又身上に相應に武具を嗜む人を、扶持すべしとあり。

右の身上相應に武具を嗜む人、扶持すべきとあるは、尤なり。衣類に、木綿紬との間とあるは、不相應なる事なり。一萬石・五千石・三千石取りたる身上の侍が、木綿紬計りが可被着事か。大身小身共とあるにて、彌僞なり。小身なる者は、着たるも不存候。五十年以前の事なれども、大身なる者共の、木綿布子・紬計り着た

るを、終に不見申候。

第四、平生傍輩づきあひに、客一人亭主の外、咄し申すまじく、食は黒飯たるべしと云々。

右は中々不及云事なれども、七十萬石有餘の國主の家中にて、客と亭主計り出合ひて、なる者にてある事か。清正の仕置には、君臣父子兄弟朋友和合して、人我の隔なきやうにとこそありたるに、客一人の外無用との法度無之。古語にも、天の時は、地の利に如かず。地の利は、人の和には如かずとこそあるに、傍輩共出合はぬ様に、かたづまりたる家にては、大國が治まる事にては無之候。食は黒米たるべしとあるは、中間百姓共への事か、郷中への仕置を取違へて、爰に書きたるか。乍去武藝修行の時は、多人數出合ふべしとあるなれば、郷中への仕置とも、申し難きなり。

第五個條の法度書は尤なり。如斯之あるべき事なり。

第六、亂舞一圓停止たりと云々。

右大きなる偽なり。仔細は、藝者共數多抱へ置きて、正月十六日に、本丸の定舞臺にて、毎年能ありて、諸人見物仕りけり。家中へも振舞の節は、役者呼び候て、何方にても、五番三番宛ははやし有之しなり。其證據には、鞆負と申す太夫、信佐といふ太夫兩人扶持し置き、小鼓打に、庄田與右衛門といひて、天下に名を得たる上手あり。稻邊伊右衛門といふ脇、宇野宇右衛門といふ太鼓打、此等は世間に沙汰ありたる者共なる故に、名を記す。此外藝者共大勢抱へ置きけるに、高三千石知行出し給ふ事なり。又町に、本座・新座といひて、太夫役者共に分けて兩座ありて、六月祇園會・八月放生會に、毎年兩太夫、能五番宛致し候に、數度見物に被出候。又溝尾九郎兵衛といふ侍に、比類なき諷の上手、家來の者にありて、諸侍共、大形溝尾が弟子になり、諷うたるなり。又本書に、太刀を取れば、人を切らんと思ふ。然らば萬事は、一心の置所より生るゝものにて候間、武藝の外、亂舞稽古の輩、切腹を加ふべき事とあり。清正、斯様の法度申す仁にて曾て以てなし。右の記す通り、亂舞致したる侍の切腹仕りたる事、終に不承候。第一、慈悲深き

大將にておはしたり。事長々しけれども、本書の相違を言延べんが爲めに、書記すなり。關ヶ原合戦の明くる年、八代の城普請仕る時、自身八代へ行き、普請申付けられ候内に、用ありて熊本へ歸城ありし跡に、殘し置かれたる子小姓、年十二と十三になる者喧嘩をして、雙方少しづつ手疵負ひける所へ、人々出合ひ、押分け候へども、兩人が手負ひたる故、下にて濟し難きに依り、熊本へ申來りけるを、悴共なれども、我が留守といひ、殊に雙方手を負ひたる事なれば、法の如く申付けよと宣ひて、一人の檢使には庄林隼人、一人の檢使には森本儀太夫を云付けて、八代へ遣しけるに、兩人行きて、翌朝切腹致させ、首を取りて歸りたり。其後一兩年も過ぎて、或夜舞まひが來りて、多田滿仲を舞ひけるを聞召して、四方山の御咄ありて宣ふは、總じて歳に足らざる少人、又はいかにも輕き者を切腹させるは、檢使に似合はず。大身なる者、又は重き役義致す老人などを言付くるは、心得ある事なり。主人は、諸人への仕置なれば、助けたく思へども、急度言付けねば叶はぬものなり。流石の老人共も、斯様の事は、氣が付かぬものなるに、扱

も中務は名譽の侍なると宣ひ、落涙なされたり。總じて清正は、舞・淨瑠璃又は昔物語にも、哀れなる事を聞きては、涙脆き仁にてありたり。是は右の八代にて切腹致したる小姓を、何卒助けやうもあるべきをと思召したるよと、後に知りたる事なり。隼人・儀太夫兩人が、一代の過と、皆人取沙汰し候なり。此外重罪の者が、輕罪に仰付けられて、一命助かりたる者數多有之。されば昔も、孟子見梁襄王、出語人云、望之不似人君、就之而不見所畏。卒然問云、天下惡乎定。吾對云、定于一。孰能一之。對云、不嗜殺人者能一之といへり。每物有經緯、文道武道治道の經緯とは雖も、文道殊に樞要ならずや。亦云、矢人豈不仁於函人哉。矢人惟恐不傷人、函人惟恐傷人。巫匠亦然、故術不可不慎也とこそ、古人も言置きしに、人を切らん殺さんと思ふ心計り持てといふ仕置は、近頃珍しき事なり。自餘の事は不存。清正家には無之事なり。

第七、學文の事可入精。兵書を讀み、忠孝の心懸専用なり。詩聯句・歌を讀む事停止たり。心に香車風流なる手弱き事を存候へば、いかにも女の様になるものなりと

云々。

右學問といふは、兵書計りの事と心得たるか。君に忠を盡し、親に孝をする事は、兵書より出でたると思ひて、書きしと見えたり。三略に、軍謀云、柔能制剛、弱能制強。柔者徳也、剛賊也と云々。又六韜云、仁之所在、天下歸之。逸人之死、解人之難、救人之患、濟人之急者徳也とあり。然れば兵書にも、我が明德を明にして、仁に背かぬが第一なり。三略云、與衆同好靡不成。與衆同惡靡不傾。治國安家得人也と云々。然るに右の法度書の如く、かたづまりたる仕置にては、近世、人を得て、諸人和合はなるべからざるか。仁と徳といふ事を、一圓知らざる法度書なり。又詩聯句・歌を詠む事、停止と書きたり。さもあるべき事かなれども、侍たる者の、人前にて卅一字の言の葉を、或は長く或は短くいひ、連歌俳諧の上下も知らざるが、武士の道とも申されまじく候。言新しきやうなる申事なれども、上古源平兩家の公達に、歌を詠み詩を作りたる人、數多ありけれども、女の様にもなり給はねばこそ、今に英雄の名残りてあり。他の家の儀は不存、清正家に

ては、法度之なき印しるしには、清韓長老後住惠日 山東福寺は、清正家來の者の子たる故、初學問の時より、清正取立て給ひ、朝鮮國迄も同道致し、大明人との書翰の通詞をさせ給ひ、歸朝ありて、熊本に小庵を結び座します内に、詩・聯句の指南を得たる侍共、近習の小姓にも、外様の者にも數多あり。又和歌の道は、法橋紹巴の弟子もあり。又素丹と申して、九州に隠れもなき歌道を心得たる老翁、熊本にありしに頼りて、連歌の指南を請けて、月次の連歌の會、方々にありたり。又笠着といひて、傍の辻に、夜に入りて燈を立て、一間程に幕を張りて、其内に執筆一人居りて、發句一句して、出でて吟するに、何者なりとも、望み次第に編笠を着、顔を隠し行きて、出次第に附句仕候を、指合があれば則ち執筆返し、能句なれば、書留めて名を聞けば、作り聲にて、色々の作名書付けさせて、一句なりとも二句なりとも、又は初終なりとも、人々の心次第に居るて仕り、酉の刻の始子丑の刻時分には、百韻出來いたしけり。七月八月時分は、大方毎夜ありたり。斯様の儀も、國中平均に治まりたる故なるが、一度も笠着の場に、何事も出來ず。毎度恙なく、百韻宛致し

たる事なり。事くどきやうなれども、金右衛門・齋藤立本此兩人、連歌若き時分より致し、後は上手になりしなり。庄林隼人も、年寄りて連歌逸になり、素丹の指南を請け、後は能くせしなり。加藤右馬丞・中川周防・出田宮内、連歌逸すまにて仕りしなり。此者は、本書に名を記したる故に書之。此外數多有之。大勢なる故、名を記さず。予が祖父も、紹巴の流を汲みたる故、愚親も、數ならざれども、歌の筵の末にも、連りたる事もあり。又香車風流なる事ありて、手弱き事も存すれば、いかにも女の様になるとあり。此事も相違の證據には、其頃は茶湯はやりて、古田織部、數寄の宗匠にて、道巴・覺甫とて兩人、織部弟子に名を得たる茶湯者ありけるを、京童共が、文殊・普賢と申したるなり。其道巴を、二百石知行下し置き、半年宛熊本に居て、家中の大神小身共、侍共茶湯方稽古致し、數寄屋を立て、或は座敷に圍を付けて、夏は風爐の茶湯、冬は壺の口切の茶湯に、清正を申請じ、又傍輩中にも、毎年茶湯致したるなり。此頃小姓馬廻の若き者共を、茶湯にて呼び候へば、六づかしき事に思ひ、明朝は去り難き隙入り、或は精進にてあり、又は俄に蟲

氣になりたるなどといひて、行かざるといふ事を、清正聞きて、夜話に宣ふは、聞けば小姓共其外若き者を、數寄致す者共が、茶湯にて呼べば、彼の是のといひて行かざる様に、粗聞き及びたり。近頃不心懸なり。今程は、世間共に數寄はやる折なれば、何方へも使者にやりたる時、清正へ馳走の爲めに、茶々呉れられん時、様子能く呑込てこそ、我が爲めも然るべき事なるに、時宜作法散々取亂しては、清正迄の恥辱なるに、數寄致す者へは、此方より望みても折々行き、せめて人中にて、大恥かゝぬ様に、呑效のみなまふべき事と、咄の様に宣ひてより、若輩なる者共迄、數寄稽古致したるなり。予は、其頃は若年なる故、委しく不存事なれども、香車風流を止めて、田夫野人にては、茶湯はなるまじきと思はれ候。其上城の本丸の内にも、數寄屋ありて、家來の者共、折々清正手前にて、茶を給はりたるなり。又山崎といふ所に、花畑と名を付け、色々の花を樹ゑ、泉水堀掘り山を築き、様々の風流を盡し、數寄屋を立てたるが、今に残りてあると聞及び候。斯様の事共を知らずして、武道のみありし様に聞及びて、何者か、私に書きたると見えたり。

誠に武道計り用ひて大國を治めんとは、車一輪にて廻し、鳥片羽にて飛ばんと思ふなるべし。清正、文道の端を學ばれたる證據は、笹屋といふ儒者に、江戸上り下りの船中にて、四書を讀ませて聞き給ひけるが、或時伏見にて、論語に手自てうから朱引を致し給ふを、子飼の猿が常々傍に居て、つくぐと見けるが、清正用ありて立たれたる跡にて、此猿、筆に朱を付け、論語にめたと塗付けたるを見給ひて、そのかみ上古より、猿は見る事を學ぶと見えたり。昔或僧あり、終南山に隠るゝ時に、袈裟を失す。猿之を盗み其身に着て、岩上に座禪す。群猿之に効ひて座禪す。此猿、戲に袈裟を懸け、人真似に座禪したれども、其功德に依つて成佛したると聞けば、此猿も、わるさに論語に朱を付けたれども、少しは聖人の道に叶ふべきかと宣ひて、一笑し給ふといふ物語を、小耳に聞ける間、武勇一偏の大將にてはなき事必せり。然るに於ては、本書の如き法度書、出されまじきなり。

右之條々晝夜相守るべし。若右箇條難勤と存する輩於有之者、暇を可申。速遂吟味、男道ならざるしを付け、可有追放事不可有疑。仍如件。加藤主計頭在判

とあるを、能々鑑み給ふべし。先づ寅の刻に毎日起きずして、卯辰の時に起き、弓鐵炮を打たずして、碁雙六を打ち、鷹野鹿狩には出でずして、花見月見に行き、木綿紬計りを着ずして、紗綾羽二重の小袖を着、黒米の食は喰はずして、朝夕白米の飯を喫し、相手懸けては咄さずして、五人七人出合ひて語り、無智不藝にはなくして、謠を諷ひ鼓を打ち、毎日人を殺すべき企はせずして、聖人の道聞きて慈悲心あり。不束にはなくて、歌連歌を吟じ詩を作り、田夫にはなくして身を嗜み、萬事に花車なる少人迄も、法度違背したる大科人になりて、永代男のならざる印を付けて、追放さるゝに於ては、清正家に、心あらん武士は、一人も堪忍を致すまじくと被存候。肥後入國より清正逝去迄、一千有餘居たる侍共を、此書一覽ありて、世間の人々の思召す所、近頃恥かしく候。併ら予が祖も親も、肥後へ入國の翌年より、逝去以後迄、奉公致して居候が、右の法度の條々勤め難きとて、暇を乞ひたる者も、又法度に背きたるとて、男道のならざる印付けて、退出したる者をも、一人も見も聞きもしられたる物語、一度も不承候。何頃か何者ぞ、我

心に任せて書置きたる反古を見出して、此書の作者若年なる故、真かと思ひて、書記し候なるべし。情思ふに、此法度書は、上古摩詰そのかみが、雪裏に芭蕉を畫きたるに似たり。又此所に記したるは、一人虚を傳ふれば、萬人實を傳ふといふ語に等し。上代異國にさへ、ありたる事なれば、今此作者の錯ともいふにはあらざる者か。

一、清正法度書に、世間に替りたる事一つあり。何事にても、法度の條數書きて、其奥のしめに、右條々於違背之輩者、速可被處嚴科者也。仍如件。但可依人者也と書かれたる事もあり。依怙の様に見えけれども、仔細のありし事なり。喻へば何事に依らず、自然法度を背きたる者共、五人も三人もあるに、昨今抱へ置きて、何の奉公も致さざる者もあり、又天草高麗宇土方々にて、粉骨を盡して忠功致したる者も、其中にあるを、同罪に行はば、先忠は、皆空しくなるなり。數度の忠功を致し、又は諸人に逸なまんでたる奉公を仕りたる其者はいふに及ばず、子共孫共迄も、重科なりとも輕罪に行ひ、輕科ならば宥免あるべしと、兼ねてより定め置かれしに依り、舊功を致したる者は、扱々有難き御情かなといひて、感涙を流し、彌々慎み、子孫

に至る迄、堅く言聞かせ、老若忠功を勤めたる故、法度を背く者鮮きなり。然れば又新參者、不足に思ふべきといへば、却てさはなくして、有難き君かな、先忠を思召し忘れずして、子孫迄に及ぶ御情は、兎角申すに及び難きなり。斯様に頼もしき主君の下にて、一度忠功を致し、餘慶を子孫に残さん事、之に過ぎたる幸なしとて、法令を重んじ一命を軽んじたる故、新參者、禮讓を以て古參に交り、舊參は、儉約を以て新參を伴ふ。故に君臣合道し朋友和合して、清正一代は國平に治まり、民安堵して、此君萬歳々と祝ひたる事なり。

第二 清正逝去の事、家來中へ遺言の事

一、主計頭清正は、肥後國に至り、熊本に歸城。船中より熱病を憂ひ、煩はしくありけれども、家中の大小身共に、振舞歌舞伎を興行し、一興を催し、何れも侍共聞き候へ。今度秀頼公、家康公御對談の儀を調べ、天下に名を上げ歸國し、能く始終を勤めしぞかし。今病相極まり、命の終此時なり。十は十一相果つべし。虎藤丸を守立つ

べしとあれば、何れも悲歎に及ぶ。病氣次第々々に重くなり、六月廿三日には、早身も焦れ黒くなられる。家老の者共召寄せ、只今病死す。祐筆下川兵太夫を召寄せ、一通を残し置かるゝ書にいふ。

清正事、病究り相果て無念に候。悴虎藤丸儀、可然様に奉頼候。委曲家老之者共へ申置き候。恐惶謹言。

六月廿三日

主計頭清正在列

家康公

利家公

一、清正家來の者共に、残し置かるゝ一通に云。

態と遺置候。病究相果て候。肥後國虎藤へ可下給。於無左者、此判形侍共に戴かせ、籠城の上可遂一戰也。

六月廿三日

清正列

家老中 侍 中

第二 清正逝去の事家來中へ遺言の事

右の如く書置き、家老共に相渡さる。

清正逝去

一、清正病氣次第々々に弱り、慶長十六年^{辛亥}六月廿四日丑の刻逝去。國中の士農工商、悲歎に及ぶ。

一、大木土佐守といひし者、佐々陸奥守に仕へしが、奥州逝去の後、清正に奉公し、三千石の身上にて勤めしが、數年清正別して惘志なり。かるが故に、重恩謝し難し、冥途迄御供申さんとして切腹す。

一、金官といふ朝鮮人、日本へ連れ來し、形の如く懇し、米二百石づつ宛行はれし。清正に離れ、一日片時も永らふべきにあらず。御供申さんとして切腹す。

一、清正遺言に、我れ死せば、具足を着させ太刀、刀を佩かせ、棺に入れ納むべし。末世の軍神たらんとの殘詞なれば、其儀に任せ、中尾山といふ山に送葬す。京都より、本國寺日桓上人を招請し、淨池院殿日乘大居士と、戒名をなし參らせ、送禮に及ぶ。清正廟所、中尾山本妙寺と號し、永代迄、代々上人の敕許の所なり。

一、清正侍従に任じ、肥後守と改められし。其後は、方々の書狀などには、肥後守と

認められし。何ぞ後代迄も残るべき物には、主計頭と書かれしが、果して遺言の書にも、主計頭と好み書かれしなり。

續清正病に付きて駿河へ使者差越す事

家康公と秀頼公の御對面の事、目出度相濟み、御暇被下、清正、同年五月下旬に、熊本へ下着ある。船中より氣色不例して、次第々々に病重り、熊本へ着城の二三日過ぎては、舌不自由にして、物いふ事曾てならず。脈も宜しからざるに依つて、治し難かるべき由、醫師共申すに依り、一門の者、城代致したる老臣共、相談致しけるは、清正本復あるべき事は、十に一つもあり難かるべしと見及びたり。未だ存生の内に、駿河迄使者を遣し、清正申すは、我れ病次第に重り、今度は助かり難く奉存候。相果て候に於ては、虎藤若年の事にて御座候間、御前の儀能き様に奉頼旨、本田上野守殿迄申遣しありて可然といひければ、皆此儀に同じけり。さらば誰をか使者に遣すべきといふに、指圖仕難き仔細あり。若し本復なされたる時、誰が指圖にて

清正病に付きて駿河へ使者差越す事

此者は遣りたると仰ある時、いかゞならんとありて、言出す者なきは、常々家老といふ名を附置かれたる者なければなり。近き一門共には、城共を預け置き、萬事の仕置は、自身言付けられたる故なり。然るに依り一門の者共、其外の城代致したる者共寄合ひ、入札を以て遣すべきに定め、扱入札を開き見ければ、和田備中、飯田角兵衛此兩人に、總入札に指したる故、則ち角兵衛には此旨申渡す。備中は、淺野左京幸長重病たる故に、見舞として、伏見より紀州へ差越し、若し幸長逝去あらば、逗留致し、葬禮に逢ひ候様にとありて、紀州へ遣しけるに、早幸長は逝去ありて、高野山にて葬禮ある故、高野山へ参り、葬禮過ぎて、六月十七日の酉刻に、熊本へ罷歸り、則ち登城いたしたるに、右の通り、一門の者共申渡しければ、備中申しけるは、各の仰を背くにては無之候へども、長々在江戸仕り、直に紀州へ参り、只今罷歸り候なり。其上今度は、大事の御使の事なれば、方々以て御免ある様にと、達つて辭し申しけれども、各入札にて、其方と角兵衛を差詰めたる上は、若し御本復ありたりとも、是非の仰あるまじき事なり。一刻も早く支度ありて、被_レ出可然候。其方の

歸られ候を待ち兼ねたると、一門の者共一同に申すに依り、則ち支度仕り、同十八日の卯刻に、角兵衛同道して、清正閨へ伺公して、枕元近く寄り、件の使に参る通り申しける時、一言も物は不被_レ仰、御目を少し開き、打領かせ給ひて、御涙ぐみ給ふを見て、兩人の者も、是が長き別の御暇乞と存じ、袖を絞りて退出し、夜を日に繼いで、駿河へ参りけるなり。

續清正逝去の事

本書に、病中に熊本にて、家中の大小身者共を振舞ひ、歌舞伎を興行し、諸侍に直に言置きありたると記す。皆僞なり。右に予書記したる通なり。病日々に重りたる故、貴僧高僧集まり、數百部の法華經を讀誦し、慈救延命の法、種々の懇祈を致せども叶はず。醫師數を盡して参り集り、倉公華佗が術を盡し、君臣佐使の藥を施しけれども、更に驗なくして、天なるか命なるか、春秋五十歳にて、本書の通り、六月廿四日に逝去なり。右に記す通り、病の初より、舌叶はずして、物宣ふ事ならざるに

依り、公儀へも家中へも、遺言は無之候。まして祐筆の下川兵太夫に、一通の遺書を書かせたるとあるは、大きな虚言なり。如斯覺え候へども、予其節は、幼少の事なれば、失念にてもあるかと、不審に存じ、態と書簡を認め、信州に遣し候て、中川周防入道に尋ね侍れば、御遺言又右の七ヶ條法度書共、跡方もなき偽の由、自筆にて、慥に申來り候なり。

續遺言相違の證據の事

御公儀への遺書に、家康公・利家公と書きたる事、大きに相違なり。家康公は征夷大將軍にて、駿府に御在城にて、大御所様と申し奉りたる時なり。利家は大納言にて、加賀の國主たる故、江戸・駿河へ、諸大名と同じく參勤ありたるを、並べて一所に書くべき道理、曾て以てなきなり。

清正家來の者共への一通の遺書の末に、此判形を、侍共に戴かせ、籠城の上、一戦を遂ぐべきなりとあり。斯様の儀は、何者が私に作りて、虚言を書きたるか、兎角のいづれ嶮非申し難き事なり。清正一生の行跡、常の志を以て、此書の始終を能々見て、詐實を鑑み給ふべきものなり。

續清正遺言に、軍神になり給はんと宣ふ言相違の事

本書に、清正遺言に、具足を着せ、太刀・刀を佩かせ、棺に入れ納むべし。末世の軍神たらんと云々。右に記す無言といふにて、申すに及ばざる事なれども、是れ猶偽の印は、和光同塵して、衆生濟度し給ふ垂跡の神は、格別の事なり。末世の衆生の身として、今此娑婆に輪廻して、軍神になりなんと念は、却つて修羅道の苦みを脱かずして、永代成佛する事あるべからざる者なり。元より法華宗門の心は、此大乘妙典の功德にて、六道四生を出離して、眞如寂光の淨土に往生ありて、必定成佛とこそ、本國寺日桓上人は引導し給ひて、淨池院殿日乘大居士と戒名を付け給ふにて、鑑みらるべきなり。

續 追腹切りたる様子の事

大木土佐、追腹切りたる事は、本書の如く、六月廿五日の辰刻に、私宅に於て切腹致し候ひし時、則ち家老共へ此旨申達し、何れも來りて様子を見けるに、三宅角左衛門申しけるは、扱々武運に叶ひたる侍かな。異國本朝にて、數度忠功を致し、御厚恩を蒙り、今又黄泉迄の御供致す事、羨しき武士なりといひて、土佐が死骸より流れ出でたる血を取りて、我が手の上に置き、戴きて嘗めたり。此儀是非は計り難けれども、自餘にて聞かざる事なる故、之を誌すなり。

金官といふ朝鮮人は、同廿四日に、切腹せんと致すを、兩人の子供之を見、脇指を取り、色々教訓して止め、脇指を隠して、丸腰にして置きたるに、十四五日も過ぎける故、思ひ止まりたると子供も思ひ、油斷したる時分、續掛を呼入れ、古桶共の輪を懸けさせて見居たるが、人のなき時、續掛の鉤を取りて、腹を十文字に掻切つて死したりけり。之を以て見れば、高麗人も、純柔純弱兵と計りは、又申し難き事なり。

續 清正逝去の時、家來の者共、駿河へ伺公致したる事

右に記す兩人の使者、駿州へ伺公致し、口上の旨、本田上野守殿迄、申達したる翌日、早清正逝去の由告げ來るに依つて、上野守殿より仰渡さるゝは、家來の侍共の家名知行高、諸役人まで具に書き立て、家老共に持參致すべき旨、肥後國へ申遣すやうにと、青木金兵衛といふ仁を以て宣ふ故、則ち熊本へ、此旨を、飛脚を以て申しけるに、右に記す通り、定めて家老と名付きたる者のなきに依り、一門の中、又役人の内にて五人、清正遺物、家來の者共、右の書立持ちて、駿河へ伺公致し候なり。名は左に記す。

清正遺物の事

秀忠公へ

御太刀

長光

御脇指

來國光

御茶入

家康公へ

清正逝去の時家來の者共駿河へ伺公致したる事

御太刀 助真 御脇指 正宗 圓悟墨跡

右兵衛殿へ

御脇指 貞宗

常陸介殿へ

御太刀 左文守 御脇指 來國俊 御茶入ほし

上總寺殿へ

御脇指 延壽

以上

常摩脇差 本田佐渡守 兼光脇指 本田上野守

右の遺物共差上、無相違何れも納めたる事なり。

家來の者共の書立の事

筑後界

清正從弟

南關城代

加藤美作

日向界

清正又從弟

矢部城代

加藤萬兵衛後越後といふ

豊後界

阿蘇城代

熊口界

佐敷城代

加藤清左衛門後右馬丞と號す

加藤與左衛門

薩摩界

水役城代

清正從弟

中村將監

宇土城代

清正又いと

中川太郎平後豊後といふ

八代城

在番

清正いと

田寺久太夫

清正又いと其上いと 中川周防

熊本城留守居の者共

清正いと

中川壽林

肥後國中知行方其外萬奉行

下川又左衛門

加藤平左衛門

先手三組の備大將

一番備頭

井川金右衛門後に志摩といふ

二番備頭

吉村橘左衛門

三番備頭

和田勝兵衛後に備中といふ

飯田角兵衛

成田彌兵衛清正内儀の妹婿 但たれがはり

庄林隼人 森本儀太夫

三宅角左衛門

已上

下川又左衛門

加藤與左衛門

清正逝去の時家來の者共駿河へ伺公致したる事

慶長十六年七月晦日

加藤清左衛門
加藤美作守

青木金兵衛殿

右二十人の者共人質を出し、在江戸させ申すなり。
右の外千四百廿一人、大小身共に、騎馬の侍之ありしは、別紙に書上げ申候。知行高足輕の數迄、記し上候へども、事長き故略之。

右の帳差上候を、家康公御覽ありて仰せられしは、思召より人數は多くありて、清正身代に應じて、高知行取りたる者なきとの御意ありたるといふ下説ありしなり。人數の多き仔細は、柳川者残らず抱へ置き、又宇土籠城致したる小西者、筑紫家の者、二家中の者共が、慶長六年より加はりたる故、過分にありし事なり。又高知行取のなき故は、清正常々宣ひしは、一萬石取一人持つよりは、五千石取二人持ちたるが、能き仔細ありとて、高知行取無之、殊に新參者に、高知行取りたる者を抱へ、

舊參の者小身なれば、必ず其家不和にして、齊はざる仔細ありと、宣ひし故なり。

續清正跡相違なく、虎藤、肥後國拜領致し候事

忠廣家督
を嗣ぐ

清正跡相違なく、虎藤此時拜領致し、入國仕る時、秀忠公の一字御免なされ、加藤肥後守忠廣になりて、御禮申上候。扱肥後より後伺公致したる五人の者、初め使者に参りたる兩人、已上七人、家老に仰付けらるべきとの儀を、江戸に於て、本田佐渡守殿より、水野隼人殿を以て、内所ありけるに、和田備中、飯田角兵衛此兩人は、御免なされ候やうにと、隼人殿迄、兩人詫言致しける故、五人の者共計り、家老役仰付けられ、國中の仕置等、清正代に變らざるやうに申付くべき由上意ありて、則ち家老共に、起請文仰付けられ候なり。右の使者に参りたる兩人は、別紙に起請文書きたることなり。

起請文前書の事

一、虎藤幼少に御座候處に、無相違御國被仰付、誠に以て忝奉存候。兩御所様御

清正跡相違なく虎藤肥後國拜領致し候事

厚恩、存忘申間敷事。

一、我等式事、奉對兩御所様、自今以後表裏別心毛頭仕間敷事。

一、虎藤幼少に御座候とて、諸事我儘に仕間敷候。乍去虎藤爲に、可然儀御座候者、各致相談可申付事。

一、如何様の知音、又者親子兄弟親類等といふとも、虎藤に存替り、最負偏頗之覺悟存申間敷事。

一、自然各分別相滞り、虎藤爲に不可然儀於在之者、前廉御奉行衆迄可申上候事。

以上。

并川金右衛門

下川又左衛門

加藤與左衛門

加藤清左衛門

八月 日

加藤 美作

右の通起請文致し、國中の仕置の様子仰渡され、五人の家老、兩人の使者、一度に家康公・秀忠公へ御禮申上、忠廣の供仕り、九月下旬に、熊本へ下着致候なり。

續撰清正葬禮の事附廟所の事

葬禮は、十月十三日に、西光寺原に於て遂げ行ひ、京都本國寺の住持日桓上人の引導なり。追腹切りたる大木土佐金官が棺も、清正龕の跡に續いて輿かせ、同じく宮籬の内に、左右に雙べ置きて、同日桓上人の引導なり。廟所は、本書の通り、中尾山に建つるなり。右の兩人の者共の廟も、日乘大居士の廟の左右の脇に、列べて立置くなり。扱本妙寺は、元熊本にありたるを引きて、中尾山の麓に立てたるなり。

右廟の普請致す時、石の櫃を掘出したるに、其櫃に、清正房といふ名書付けありたり。清正は、昔清正房といひて、六十六部の經を、諸國に納めたりし僧の再誕なりと、肥後にて下説にいふ。又世間にて、今にいふ事なり。予其頃若年たる故、

虚實分明に覺えざるに依り、先年信州へ行きて、中川入道に尋ねければ、其時の廟所の普請奉行は、飯田角兵衛三宅角左衛門致したるに、萬事の本々を我れ仕りたる故、具に知りたる事なり。石の櫃掘出したる時も、右の兩人と同道して、行きて見たり。何やらん文字を彫付けてはありたれども、消えて字性見えざるなり。清正房といふ名ありたるといふは偽なり。縦ひ清正家來の者、誰が咄し候とも、虚説なりと申されしなり。

續本妙寺法談の事

玄冬廿四日に、本妙寺に於て、千部の法華經讀誦の結願に、住持日延上人の法談の時、家來の者、残らず聽聞しけるに、上人御出ありて、高座に登り給ひ、法華經方便品を訓讀ありて、法讀は仕給はずして、先づ宣ふは、何れも御存知の事なれども、野僧は元高麗國の者なるを、八歳の時、文祿年中の亂により、父母の行方を知らず、孤となり、途に迷ひ居たりしを、高橋三左衛門といふ者に捕はれし故、定めて生害

に合ふべきと、幼心に思ひける所に、一命を助かり、剩へ清正の御介抱にて人となり、本朝へ召連れ給ひしに、文字の平反をば辨せずと雖も、一連の句を、漫に綴る眞似をしければ、此童子をば出家になし、御父母の菩提弔はせ給ふべきと仰ありて、甲州身延山へ遣されたる故、關東を行脚して、大善知識の法筵の端に陪り、高祖日蓮大菩薩の流を汲み、忝くも金襴の伽梨を身に纏ひ、今此高座に上る事、偏に日乘大居士の厚恩なり。誠に以て忉利より高く、蒼海より深し。端的何を以てか、此恩を報せん。嗚呼哀なるかな、朝に紅顔ありて、世路に誇れども、暮には白骨となりて、郊原に朽ちぬといふ事、今更驚くべきにあらねども、大明百萬の軍兵を、蔚山に於て切退け、武名を朝鮮國に残し、此國柳瀬表に於て、一番鎗を合せ、加之天草にて兩城を攻崩し、宇土柳川の城を無爲に落し、名を日域に振ひ給ふ武將たりと雖も、無常の敵の來るをば、防ぐに其兵なきか、容花即ち萎みて墳際一掬の塵となる。命葉忽ち落ちて、暮天數片の煙と立上り給ふ事、惜しむに猶餘りあり。啼涙するに忍び難し。上古在原の中將の、昨日今日とは思はざりしをと、詠じ給ひし言の葉の末

迄も、思ひ出でられたると宣ひ、上人落涙し給ふを見て、滿座の聽衆、一度に噎と泣きて、はら〜と座敷を立ち、寺外へ出でければ、上人も高座より下りて、すこ〜と内陣へ入り給ひ畢。

續撰清正記卷第七大尾

此書の五卷に、梶川才兵衛と書出し申候は、實は梶原助兵衛景俊と申候。某共兄弟の爲め、祖父にて候助兵衛儀、高麗陣の刻、清正手の總船奉行被申付候。則自筆之判形、于今所持仕候。石田治部少輔謀叛の砌、諸大名の人質、大坂城中に可被入の沙汰有之由、熊本へ相聞え、清正、助兵衛に被申付候は、早く大坂へ罷越し、大木土佐と令密談、妻女を盗出し可罷下由被仰付候に付、大坂へ上り候て、方便に申候は、清正は、治部少輔方を仕候に付、様子見繕の爲め上り候と申なし、大坂衆と知人に罷成、折々參會仕候中に、土佐と申合せ虚病を構へ、醫師の所へ通ひ申す由にて、乗物に乗り、綿帽子を冠り、大夜着を着致し、毎日番所を通り申候。初の程は、度々に改め申候へども、後には、例の病人ならば通り申す様にと申すに付、廿日程も過ぎ、如本書盗み出し申候。其刻、土佐は乗物より少し引下り、爲見送慰に出候體に仕り、屋敷の侍共を召連れ、若し怪しめ申事候は、喧嘩の様にて討果し申す覺悟にて、罷出候得共、無異議通り申故、土佐は屋敷へ歸り申候。扱川口に二ヶ所の番船御座候。私船に、水樽に二重底を仕り、下に内儀を入れ、上には其刻雨の後故、

幸ひ濁水をため船に乗り、助兵衛は番船に乗移り、本より番衆と知人にて候故、煩能くなり、只今罷下候と申し、酒を乞出し給ひ候て、潮時悪しくなり候様にとの企にて、緩々と居申すに、船頭申候は、潮悪しくなり候間、早船に乗り候へと申すに付、私の船に乗り候へば、彌潮悪しくなり候故、助兵衛申候は、一刻も早く、爰元の様子清正に申聞かせ、急ぎ上り申様に可仕候。次の番船へは、爰元にて船中御改め候段、先へ被仰遣、御番船にて遅々不仕様に通り申度由頼み候へば、尤と被申、次の番船へ、小早にて被申入候故、直に乘通り、豊前國仲津へ致着船、黒田如水老へ、大坂の首尾共、具に語り申候得ば、古今無比類ちがひと、直に被感候。彼地より陸を参り候故、路次爲警固、如水より足輕五十人被差添、熊本へ着き申候。清正は、宇土への出陣も、大坂の左右を相待ち、延引候折節にて預感、一廉大身になり、河内と申す所に可被置と被申候。翌日清正は、小西攝津守居城へ出陣被仕候故、助兵衛も供仕り、於宇土討死を仕候。

助兵衛嫡子右門三郎と申候に千五百石、二男喜平次に三百石、三男藤六に二百石給

ひ候。右門三郎、藤六兩人は、早世仕候。私共新喜平次に、二百石加増、其後六百石加増にて、千百石に罷成候。兩代共、厚恩蒙、申候故、二君に仕へ申すまじき由申達し、配所庄内へも忍び参り申し、終に病死仕候。某共右の首尾にて、貞享三年迄、行年七十餘歳、牢人にて罷暮し申候。

大正五年五月十九日印刷
大正五年五月廿二日發行



編者

發行者

右代表者

印刷者

印刷所

國史
將軍記
續撰清正記
全二

定價金一圓

黑川眞道

國史研究會

小瀧 淳

東京市本郷區駒込林町二二四番地

橋山定吉

東京市神田區三崎町三丁目一番地

友文社

東京市神田區三崎町三丁目一番地

發行所

東京市本郷區駒込林町二百廿四番地
振替貯金口座東京二七〇二四番

國史研究會

340
3/2

4

終

